

2019/08/10 理事会決定

一般社団法人日本キャリアデザイン学会広報規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本キャリアデザイン学会定款第5条第1項第二号に定めるニュースレター、メールマガジン等の発行、その他本学会広報に関し必要な事項を定める。

(基本的考え方)

第2条 本学会は、学会の目的に鑑み、その事業活動、成果に関し、会員及び非会員に対し、積極的な広報に努める。

(広報媒体の種類)

第3条 会員を対象に、原則として毎月1回、インターネットを活用し、ニュースレターを発行する。

2 非会員も含め、キャリア支援・進路指導・就職支援・人材開発などのプロフェッショナルやそれを目指す者、大学等の研究者等を対象に、原則として2月又は3月に1回、メールマガジンを発行する。

3 本学会のホームページ、フェイスブックについても広報媒体として積極的に活用する。

(会員向け広報媒体の名称)

第4条 会員向け広報媒体の名称は、「キャリアデザイン・ニュースレター」とする。

(会員向け広報媒体の内容)

第5条 会員向け広報媒体の内容は、以下のとおりとする。

- 一 本学会の運営に関すること
- 二 キャリアに関する書籍、イベントに関する情報
- 三 本学会の活動に関すること
- 四 その他本学会会員への提供が適切であると判断される情報

(会員・非会員向け広報媒体の名称)

第6条 会員・非会員向け広報媒体の名称は、「日本キャリアデザイン学会 キャリアデザインマガジン」とする。

(会員・非会員向け広報媒体の内容)

第7条 会員・非会員向け広報媒体の内容は、以下のとおりとする。

- 一 本学会主催のイベントの案内
- 二 キャリアに関する書籍、イベントに関する情報
- 三 その他キャリアに関心を有する者への提供が適切であると考えられる情報

(広報にあたっての留意事項)

第8条 学会としての情報発信は、定款に定められた理事長、理事会、委員会、支部のみがこれを行うものとする。

- 2 会員向け広報媒体、会員・非会員向け広報媒体については、理事会、各委員会と連携を取りつつ、広報委員会が作成する。
- 3 広報媒体の作成に必要な事項については、広報委員会が定め、必要に応じ、理事会に報告する。

(規程の改定)

第9条 本規程の改定は、広報委員会の議を経て、理事会が決定する。

(付則)

- 1 本規程は、2019年8月10日より施行する。